

2018年8月2日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## アルゼンチン当局、非居住者 投資家に関する追加課税規制 を公表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2018年4月9日、アルゼンチン当局は、非居住者投資家に関する課税改正事項の明確化を図るため、官報にて法令第279/2018号(以下「同法令」)を追加規制として公表しました。同法令は税制改革(第27,430号法定)の一環として制定され、2018年4月10日に施行されました。同法令に基づき、アルゼンチン公共歳入連邦管理庁(AFIP)は、非居住者投資家を対象とした税金の支払と徴収に必要な手続きと仕組みを発表する見通しです。

### 法令第279/2018号

同法令では、LEBACs(アルゼンチン中央銀行債券)から生じる所得について、アルゼンチンの所得とみなす割合を定めています。同法令によると、アルゼンチン源泉の所得とみなされる割合は100%であり(所得全額がアルゼンチン源泉)、当該所得に対し5%の税率が適用されます。中央銀行もしくは同等の国家機関の監督下にある銀行として認可されており、「非協力的」又は低課税もしくは非課税管轄地域に所在していない外国人投資家は、所得の43%のみがアルゼンチン源泉の所得としてみなされ、5%の税率で課税されます。アルゼンチンペソ建て投資に適用される税率が5%であることから、実効税率は、ほとんどの場合が5%、銀行の場合が2.15%(5% $\times$ 43%)となります。

さらに同法令では、以下の規定が設けられています。

- ▶ 投資家が「非協力的」管轄地域として指定されている国に居住している場合、あるいはファンドが「非協力的」管轄地域から資金提供を受けている場合、適用されるキャピタルゲイン税率は35%になります。
- ▶ 「コモンインベストメントファンド」(アルゼンチン独自のファンド)として指定されている先への投資については、特定の条件に基づき、適用される税務上の取扱いが当該ファンドが保有する主要原資産に適用される取扱いと同じになります。
- ▶ LEBACsから生じる課税対象利益を算出するために取得コストを決定する必要がある場合、納税者は募集価格を用いることができますが、適用可能な場合は、2017年12月31日の最終約定価格もしくは気配のうちいずれか高い価格を使用することも認められています。ただし、アルゼンチン証券委員会が他の手続きを定めた場合はこの限りではありません。

また同法令では、税務当局が公表した最新の「協力的」管轄地域リストに含まれていない管轄地域は「非協力的」とみなすとしています。税制改革(法律第27,430号)に基づき行政府が「非協力的」管轄地域の新しいリストを発表するまで、以下の「協力的」管轄地域リスト(2017年版)が適用されます。

アルゼンチンで事業を行う企業やアルゼンチンに投資する様々な利害関係者は、今回の追加規制の影響を検討し、アルゼンチンにおける現在及び将来の投資や事業に対する影響を評価する必要があります。

アルバニア	コスタリカ	ハンガリー	モルドバ	サンマリノ
アンドラ	クロアチア	アイスランド	モナコ	サウジアラビア
アンギラ	キューバ	インド	モントセラト	セネガル
アルメニア	キュラソー	インドネシア	モロッコ	セルビア
アルバ	キプロス	アイルランド	ナウル	セーシェル
オーストラリア	チェコ	イタリア	オランダ	シンガポール
オーストリア	デンマーク	マン島	ニューージーランド	スロバキア
アゼルバイジャン	ドミニカ	イスラエル	ナイジェリア	スロベニア
バハマ	エクアドル	ジャマイカ	ニウエ	スペイン
バルバドス	エルサルバドル	日本	ノルウェー	南アフリカ
ベラルーシ	エストニア	ジャージー	パキスタン	韓国
ベルギー	フェロー諸島	カザフスタン	パナマ	スウェーデン
ベリーズ	フィンランド	ケニア	パラグアイ	スイス
バーミューダ	フランス	クウェート	ペルー	チュニジア
ボリビア	ガボン	ラトビア	フィリピン	トルコ
ブラジル	ジョージア	リヒテンシュタイン	ポーランド	トルクメニスタン
イギリス領ヴァージン諸島	ドイツ	リトアニア	ポルトガル	タークス・カイコス諸島
ブルガリア	ガーナ	ルクセンブルク	カタール	ウガンダ
ブルキナファソ	ジブラルタル	マカオ	ルーマニア	ウクライナ
ケイマン諸島	ギリシャ	マケドニア	ロシア	アラブ首長国連邦
カナダ	グリーンランド	マルタ	セントクリストファー・ネイビス	英国
カメルーン	グアテマラ	マレーシア	セントルシア	米国
チリ	ガンジー	マーシャル諸島	セント・マーチン島	ウルグアイ
中国	ホンジュラス	モーリシャス	セントビンセント・グレナディーン	バチカン市国
コロンビア	香港	メキシコ	サモア	ベネズエラ
クック諸島				

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EYアルゼンチン

Gustavo Scravaglieri	パートナー	gustavo.scravaglieri@ar.ey.com
Darío Corrente	マネージャー	dario.corrente@ar.ey.com

## EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス	パートナー	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
ラウル・モレノ	パートナー	raul.moreno@jp.ey.com

## EY米国

森本 琢也	シニアマネージャー	tak.morimoto@ey.com
-------	-----------	---------------------

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180802

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)